

議案第101号 説明資料

幕別町立義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例（第1条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町公の施設の使用料等に関する条例 (令和4年3月24日 条例第10号)</p> <p>第1条～第9条 略 (使用料の減免) 第10条 町長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 略 (2) 町内の認定こども園、保育所、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（特別支援学校を含む。以下同じ。）が、町が認める行事のために使用する場合^{（幕別町スポーツ少年団本部に登録している団体がその活動のために使用し、又は町内の中学校及び高等学校が部活動において使用する場合で、それぞれ本来の活動目的及び活動内容のために使用する場合）} (3) 幕別町スポーツ少年団本部に登録している団体がその活動のために使用し、又は町内の中学校、<u>義務教育学校</u>及び高等学校が部活動において使用する場合で、それぞれ本来の活動目的及び活動内容のために使用する場合^{（4)～(9) 略 2 略} 第11条～第18条 略</p>	<p>○幕別町公の施設の使用料等に関する条例 (令和4年3月24日 条例第10号)</p> <p>第1条～第9条 略 (使用料の減免) 第10条 町長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 略 (2) 町内の認定こども園、保育所、幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>及び高等学校（特別支援学校を含む。以下同じ。）が、町が認める行事のために使用する場合^{（3) 幕別町スポーツ少年団本部に登録している団体がその活動のために使用し、又は町内の中学校、<u>義務教育学校</u>及び高等学校が部活動において使用する場合で、それぞれ本来の活動目的及び活動内容のために使用する場合）} (3) 幕別町スポーツ少年団本部に登録している団体がその活動のために使用し、又は町内の中学校、<u>義務教育学校</u>及び高等学校が部活動において使用する場合で、それぞれ本来の活動目的及び活動内容のために使用する場合^{（4)～(9) 略 2 略} 第11条～第18条 略</p>

幕別町立義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例（第2条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町立学校あり方検討会条例 (平成18年9月26日 条例第28号)</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 幕別町立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）における、より良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、幕別町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として幕別町立学校あり方検討会（以下「検討会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 検討会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し答申する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>小中学校</u>の適正規模に関すること。 (2) <u>小中学校</u>の適正配置に関すること。 (3) <u>小中学校</u>の通学区域に関すること。 (4) 略 <p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 略 (2) <u>小中学校</u>の学校長 (3) <u>小中学校</u>に通学する児童又は生徒の保護者 (4)～(6) 略 <p>3 略</p> <p>第4条～第8条 略</p>	<p>○幕別町立学校あり方検討会条例 (平成18年9月26日 条例第28号)</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 幕別町立小学校、中学校及び義務教育学校（以下「小中学校等」という。）における、より良い教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、幕別町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として幕別町立学校あり方検討会（以下「検討会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 検討会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し答申する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>小中学校等</u>の適正規模に関すること。 (2) <u>小中学校等</u>の適正配置に関すること。 (3) <u>小中学校等</u>の通学区域に関すること。 (4) 略 <p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 略 (2) <u>小中学校等</u>の学校長 (3) <u>小中学校等</u>に通学する児童又は生徒の保護者 (4)～(6) 略 <p>3 略</p> <p>第4条～第8条 略</p>

幕別町立義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例（第3条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町学校給食センター条例 (平成9年12月19日 条例第32号)</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 幕別町立小学校、中学校及びへき地保育所（以下「町立学校等」という。）の給食を実施する施設として、幕別町学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。</p> <p>第2条～第6条 略</p>	<p>○幕別町学校給食センター条例 (平成9年12月19日 条例第32号)</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 幕別町立小学校、中学校、義務教育学校及びへき地保育所（以下「町立学校等」という。）の給食を実施する施設として、幕別町学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。</p> <p>第2条～第6条 略</p>

幕別町立義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例（第4条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町いじめ防止対策推進委員会条例 (平成26年12月19日 条例第23号)</p> <p>第1条 略 (所掌事項)</p> <p>第2条 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法第12条の規定による幕別町いじめ防止基本方針に基づく町立の小学校及び中学校（以下「町立学校」という。）におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）の対策を実効的に行うための調査研究及び審議 (2)及び(3) 略</p> <p>第3条～第9条 略</p>	<p>○幕別町いじめ防止対策推進委員会条例 (平成26年12月19日 条例第23号)</p> <p>第1条 略 (所掌事項)</p> <p>第2条 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 法第12条の規定による幕別町いじめ防止基本方針に基づく町立の小学校、中学校及び義務教育学校（以下「町立学校」という。）におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）の対策を実効的に行うための調査研究及び審議 (2)及び(3) 略</p> <p>第3条～第9条 略</p>

幕別町立義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例（第5条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町保育料条例 (平成27年3月20日 条例第11号)</p> <p>第1条～第4条 略 (町立保育所等副食材料費)</p> <p>第5条 町長は、町立保育所等副食材料費を徴収するものとし、その額は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 1月につき3,600円。ただし、幕別町立認定こども園条例第4条第2項第2号から第4号までの休業日がある月においては、当該月の教育の提供を行う日の合計日数に180円を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 1月につき4,500円</p> <p>2 前項第1号に掲げる子どもの場合であって、教育の提供を行わない日において副食の提供を受けた場合は、その合計日数に180円を乗じて得た額を同号に掲げる額に加算するものとする。</p> <p>3 第1項第1号及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる者の町立保育所等副食材料費は徴収しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 小学校第3学年修了前子どもが同一世帯で3人以上いる場合において、そのうち年長の児童から順に3人目以降となる満3歳以上教育・保育給付認定子ども</p> <p>4及び5 略</p> <p>第6条～第11条 略</p>	<p>○幕別町保育料条例 (平成27年3月20日 条例第11号)</p> <p>第1条～第4条 略 (町立保育所等副食材料費)</p> <p>第5条 町長は、町立保育所等副食材料費を徴収するものとし、その額は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 1月につき3,600円。ただし、幕別町立認定こども園条例第4条第2項第2号から第4号までの休業日がある月においては、当該月の教育の提供を行う日の合計日数に180円を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 1月につき4,500円</p> <p>2 前項第1号に掲げる子どもの場合であって、教育の提供を行わない日において副食の提供を受けた場合は、その合計日数に180円を乗じて得た額を同号に掲げる額に加算するものとする。</p> <p>3 第1項第1号及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる者の町立保育所等副食材料費は徴収しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 小学校又は義務教育学校の第3学年修了前子どもが同一世帯で3人以上いる場合において、そのうち年長の児童から順に3人目以降となる満3歳以上教育・保育給付認定子ども</p> <p>4及び5 略</p> <p>第6条～第11条 略</p>

幕別町立義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例（第6条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町立学童保育所条例 (平成27年3月20日 条例第15号)</p> <p>第1条～第4条 略 (入所の基準) 第5条 学童保育所に入所することができる者は、小学校に就学している児童であって、その保護者が幕別町保育の必要性の認定に関する条例（平成26年条例第14号）第3条第1項各号に規定する事由のいずれかに該当する者とする。</p> <p>第6条～第13条 略</p>	<p>○幕別町立学童保育所条例 (平成27年3月20日 条例第15号)</p> <p>第1条～第4条 略 (入所の基準) 第5条 学童保育所に入所することができる者は、<u>小学校又は義務教育学校の第1学年から第6学年までに就学している児童</u>であって、その保護者が幕別町保育の必要性の認定に関する条例（平成26年条例第14号）第3条第1項各号に規定する事由のいずれかに該当する者とする。</p> <p>第6条～第13条 略</p>

幕別町立義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例（第7条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 (平成26年9月26日 条例第15号)</p> <p>第1条及び第2条 略 (一般原則) 第3条 略 2 略 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 4 略</p> <p>第4条～第10条 略 (小学校等との連携) 第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>第12条～第26条 略</p>	<p>○幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 (平成26年9月26日 条例第15号)</p> <p>第1条及び第2条 略 (一般原則) 第3条 略 2 略 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、<u>義務教育学校</u>（第1学年から第6学年までの課程に限る。以下同じ。）、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 4 略</p> <p>第4条～第10条 略 (小学校等との連携) 第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校<u>若しくは義務教育学校</u>における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、<u>義務教育学校</u>、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>第12条～第26条 略</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(秘密保持等)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならぬ。</p> <p>第28条～第53条 略</p>	<p>(秘密保持等)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、<u>義務教育学校</u>、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならぬ。</p> <p>第28条～第53条 略</p>

幕別町立義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例（第8条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年9月26日 条例第17号)	○幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年9月26日 条例第17号)
第1条～第4条 略 (放課後児童健全育成事業の一般原則) 第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない。 2～5 略	第1条～第4条 略 (放課後児童健全育成事業の一般原則) 第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校又は義務教育学校の第1学年から第6学年まで（以下「小学校等」という。）に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならない。 2～5 略
第6条～第17条 略 (開所時間及び日数) 第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、 <u>小学校</u> の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。 (1) <u>小学校</u> の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間 (2) <u>小学校</u> の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、 <u>小学校</u> の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定	第6条～第17条 略 (開所時間及び日数) 第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、 <u>小学校等</u> の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。 (1) <u>小学校等</u> の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間 (2) <u>小学校等</u> の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、 <u>小学校等</u> の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定

現 行 条 例	改 正 条 例
める。 第19条～第21条 略	定める。 第19条～第21条 略

幕別町立義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例（第9条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町暴力団排除条例 (平成25年3月22日 条例第18号)</p> <p>第1条～第8条 略 (青少年に対する教育等のための措置) 第9条 町は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校をいう。）においてその生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、暴力団員による犯罪の被害を受けないための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第10条及び第11条 略</p>	<p>○幕別町暴力団排除条例 (平成25年3月22日 条例第18号)</p> <p>第1条～第8条 略 (青少年に対する教育等のための措置) 第9条 町は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校及び義務教育学校の第7学年から第9学年までをいう。）においてその生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、暴力団員による犯罪の被害を受けないための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第10条及び第11条 略</p>